



平成 25 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証 1 部)
問合せ先 専務取締役 池本 敬太
(電話番号 06-6633-3500)

行使価額修正条項付第 5 回新株予約権（第三者割当）の発行及び
コミットメント条項付き新株予約権買取契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 9 日付取締役会において、第三者割当による第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生後にコミットメント条項付き新株予約権買取契約を締結することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 7 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	2,700,000 個（本新株予約権 1 個につき 1 株）
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 1 円 47 銭（総額 3,969,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：2,700,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 93 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、2,700,000 株です。
(5) 資金調達の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	400,127,000 円（差引手取概算額） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,969,000 円 新株予約権行使による調達額：421,200,000 円 新株予約権発行にかかる諸費用：25,042,000 円 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金

	額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額、行使価額の修正条件及び行使期間	当初行使価額 156 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（1 円未満切下げ）に修正されます。ただし、行使価額が 93 円（決議日の前日の当社普通株式の終値の 60%）を下回る場合には、行使価額は 93 円に修正されます。 平成 25 年 7 月 26 日から平成 27 年 7 月 25 日まで（2 年間）
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割 当 予 定 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9) そ の 他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付新株予約権買取契約を締結する予定です。当該買取契約においては、本新株予約権を譲渡する場合、マッコーリー・バンク・リミテッドからの譲受人がコミットメント条項を含む当該買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社は、主にコンピュータ周辺機器のハードウェア・ソフトウェア及びデジタル放送受信機器の開発・製造・販売を行っており、パソコンでテレビ放送を視聴するテレビキャプチャー、デジタルカメラ向けの編集ソフトウェア、スマートフォン向けワンセグ放送受信アプリケーション等の製品をOEM提供するほか、液晶テレビやデジタルチューナー等のAV家電を自社ブランドで一般消費者向けに販売しております。

2011年の地上デジタル放送への切り替えの際には、液晶テレビ等の売上が急増し収益拡大の原動力となりましたが、その後これらに代わる製品を創出できない中でパソコンやデジタルカメラの需要低迷が重なり、既存のOEM事業が伸び悩んでいることから、前事業年度に498百万円の営業損失、588百万円の当期純損失を計上いたしました。さらに、当第2四半期累計期間において168百万円の営業損失、243百万円の四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を

生じさせるような事象が存在しております。

当社ではかかる状況を踏まえ、変化が激しい一般消費者向け市場よりも安定した収益が見込めるB2B市場に向けた製品の開発を急ぎ、事業を模索してまいりました。その結果、当第4四半期よりワイヤレスチューナーが回線事業者のサービスオプションとして採用されるほか、CATV（ケーブルテレビ）事業者向けにVOD（ビデオオンデマンド）端末が採用されることとなり、次期以降に渡ってこれらの事業が収益に貢献する見込みとなりました。

今後、CATV事業者はこれまでのサービスに加えて、VODサービスやスマートフォン・タブレット端末との連携、緊急避難情報などの地域の防災機能、ホームセキュリティ機能等の付加価値サービスを提供する計画であり、そのためには現在の受信機器をホームネットワークに対応したものに順次置き換わることが予定されております。当社は今回の受注を足がかりにこれらの市場に参入してまいりたいと考えております。

一方で、当社は、急速な業績悪化により手許流動性が低下しており、上記新規事業の開発資金及び運転資金の確保が課題となっております。

よって、当社は、以上のような事業計画を迅速に実行するためには機動的な資金調達が必要と判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き新株予約権買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）を締結いたします。

・不行使期間

当社は、本新株予約権の行使期間（平成25年7月26日から平成27年7月25日まで）中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を2回まで指定することができます。1回の不行使期間は10連続取引日を超えない期間を規定するものとし、当社は、不行使期間を指定する場合には、割当予定先に対して、最低5取引日前までに通知を行う事により10連続取引日を超えない2期間において割当予定先は本新株予約権を行使することはできないとの制限に服するものとします。

・行使指示条項

当該契約に基づき、割当予定先に割り当てた本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるとともに、当社は、本新株予約権の行使期間の始期からその満了日の20取引日

前日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指示（以下「本件行使指示」といいます。）を行うことができます。割当予定先は、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から10取引日内又は当社と割当予定先が合意した期間のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使することを確約します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消す事はできません。

なお、当社は、行使指示を行う際には開示をいたします。

・行使義務期間の延長

上記にかかわらず、割当予定先において、以下のいずれかの事由が存在すると合理的に判断した場合、その旨を当社に通知することにより、かかる事由が消滅した日（但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日）から3取引日を経過するまでは、割当予定先は本新株予約権の行使義務を負いません（但し、かかる期間の経過前に割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。）。

- (i) 当社に下記「行使指示の条件」第(v)号で定義する未公開情報が存在している場合
- (ii) 当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合
- (iii) 政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合
- (iv) 割当予定先又はその子会社であり、割当予定先による本新株予約権の買受けのあっせんを行うマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）が法令、諸規則又はこれらの者が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合
- (v) ①行使指示に従い本新株予約権が行使されることにより取得する株式の数と②割当予定先及び非居住者である個人若しくは法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）で割当予定先と特別の関係にあるもの（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第3号において引用する対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める特別の関係をいう。）が所有している当社株式の数とを合計した数が、当社の発行済株式総数（本件行使指示に従い発行される株式を含む。）の10%以上となる場合
- (vi) ①本件行使指示に従い本新株予約権が行使されることにより取得する当社株式に係る議決権数と②割当予定先が既に所有している当社株式に係る議決権数とを合計した数が当社の総株主の議決権数（行使指示に従い発行される当社株式に係る議決権数を含む。）の5%を超える場合

- (vii) 本件買取契約に定める当社の表明保証を、割当予定先が本新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、又は不正確である場合

・行使指示の条件

当社が行う本新株予約権の行使指示は、以下の条件に従いかつこれを条件として行います。以下の条件のいずれかが充たされない場合には、割当予定先は、(仮に行使指示条項及び行使指示の条件に基づき請求されたとしても)本件行使指示に従った本新株予約権の行使義務を負いません(但し、割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。)

- (i) 本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することが制限超過行使(以下に定義する)に該当しないようにすること。
- (ii) 一度の本件行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が5,000,000円を超えないこと。
- (iii) 一度の本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数が、本件行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする1ヶ月間又は3ヶ月間の間における当社株式の1日あたりの取引所における平均売買高数(ブルームバーグの公表した数とする)のいずれか少ない方の50%分を超えないこと。
- (iv) 本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数と割当予定先及び割当予定先関係者が保有している当社株式の数との和が、当社の発行済株式総数(本件行使指示に従い発行される本株式を含む。)の9.99%を超えないこと。
- (v) 本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式に係る議決権数と、割当予定先が既に保有している当社株式に係る議決権数との和が、当社の総株主の議決権数(本件行使指示に従い発行される当社株式に係る議決権数を含む。)の5%を超えないこと。
- (vi) 当社が本件行使指示を発する日は、直前に当社が本件行使指示を行った日又は割当予定先が本新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日目(または当社と割当予定先が合意するより短い期間)以降の日であること。
- (vii) 本件行使指示の直前において、当社について、金融商品取引法、金融商品取引所規則その他適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにも拘わらず未公表である情報、又は、未だ当社がかかる公表義務を負うに至っていないが、相当の可能性で公表義務を負う虞がある情報・状況(以下「未公開情報」と総称する。)が存在しないこと。

- (viii) 本件行使指示の直前において、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生していないこと。
- (ix) 本件買取契約において当社が表明保証した事項のいずれもが、本件行使指示の直前に行ったと仮定した場合、そのいずれもが真実かつ正確であること。
- (x) 当社が本発行要項第14項第(1)号又は第(2)号に基づく通知を発しておらず、かつ当社について同項第(2)号に定める事由が発生していないこと。
- (xi) 本発行要項第14項第(3)号に基づく割当予定先からの通知が発せられていないこと。
- (xii) 行使直前の3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、93円に1.1を乗じた額を少なくとも上回っていること。
- (xiii) 本件行使指示時点において、取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日における当社普通株式の普通取引の終値の5%を超えて下落していないこと。
- (xiv) 各本件行使指示は取引日のみ同日の日本標準時間午前10時までに行うものとし（なお疑義を避けるため、取引日の日本標準時間午前10時より後に受領した本件行使指示又は取引日ではない日に受領した本件行使指示は無効とし、何らの効力を有しないものとする。）、かつ、一取引日において2以上の本件行使指示を行うことはできないこと。
- (xv) 行使義務期間中のいずれかの時間においても、当社の普通株式について、取引所において取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限、ストップ安又はストップ高の措置を含む。）がなされていないこと。

・エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意（かかる同意は不合理に留保されてはならない。）がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。但し、①当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。

・優先交渉権

本件買取契約締結日から、①行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使

が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本件買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を、当社が第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含む。）しようとする場合（但し、①当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除く。）、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認するものとし、割当予定先が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行します。

（2）資金調達方法の選択理由

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、後記「（3）本スキームの特徴」に示す本新株予約権の特質を考慮した結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- (i) 一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと。また、株主割当による新株発行は、株式価値の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高いこと。さらに、最近の業績悪化により株価及び出来高が低迷しているため、新株発行自体が困難になっていること。
- (ii) 新株予約権による資金調達は、新株式発行による方法と比べて一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること。
- (iii) 金融機関からの借入の場合、当社直近の業績に対して金利及び手数料の負担が大きいこと及び急務となっている財務の健全化に逆行するというデメリットが想定されるが、新株予約権による資金調達ではこれらのデメリットを回避できること。

- (iv) 本新株予約権は、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすく、また、株式の第三者割当と異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、新規事業が軌道に乗るまで継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本増強が可能であること。
- (v) 新株予約権に当社のコール・オプション（割当後当社取締役会の決議に基づき、14取引日前の事前通知により新株予約権を割当予定先から取得できるとの条件）を付すことで、より望ましい資金調達手段が利用可能となったときにはコール・オプションを行使し、当該他の資金調達手段への切り替えを実行できること。

なお、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は2,700,000株となり、発行済株式の総数である11,034,100株を分母とする希薄化率は24.4%となる見込みです。上記のとおり、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき1株、合計2,700,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

- (i) 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。
- (ii) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第11項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず2,700,000株で一定であり、希薄化率は、最大でも24.4%までに制限される。
- (iii) 一度に本新株予約権の行使を指示できる数には上限（①本件行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする1ヶ月間又は3ヶ月間の期間における当社株式の1日あたりの取引所における平均売買高数（ブルームバーグの公表した数とする）のいずれか少ない方の50%分を超えないこととなる数、②本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、③本新株予約権が行使された結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、④後記7.(3)に記載された制限超過行使とならない最大数、⑤当該行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予

約権の数を乗じた価額の合計金額が 5,000,000 円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。

(iv) 株価が上昇し、より有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、当該調達方法を選択し実行することができる。

【短所】

(i) 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。

(ii) 割当予定先の基本方針として、当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された当社株式は、市場で売却される可能性が高いため、市場株価の下落を招く可能性がある。

(iii) 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して当初行使価額の 50%を下回った場合、10 取引日連続して当社普通株式の 1 日あたりの取引所における平均売買出来高が、割当日直前の 10 取引日間における当社の 1 日あたりの取引所における平均売買出来高の 50%を下回った場合又は取引所における当社の普通株式の取引が 5 取引日以上期間にわたって停止された場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。

(iv) 当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、資金調達額が著しく減少する。

(v) 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

・ 本新株予約権にかかる調達資金	425,169,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	3,969,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	421,200,000 円
・ 発行諸費用概算額	25,042,000 円
・ 差引手取概算額	400,127,000 円

(注) 1. 株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに対するフィナンシャル・アドバイザー費用最大 20,742,000 円 (本新株予約権の発行及び行使により、新株予約権者より払い込まれた金額に 3.5%~5%を乗じた額)、その他価格算定費用、弁護士費用、書類作成費用及び登記費用等で 4,300,000 円を予定しております。

2. 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額 3,969,000 円に、すべての本

新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額 421,200,000 円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。

4. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① CATV 事業者向け次世代 STB の開発	150	平成 25 年 7 月～ 平成 26 年 6 月
② ホームセキュリティ製品の研究開発	30	平成 25 年 7 月～ 平成 26 年 6 月
③ 量産部材の調達等の運転資金	220	平成 26 年 4 月～ 平成 27 年 7 月

(注)

1. 手取金の具体的な使途

① 今後 CATV 事業者が展開を予定しております VOD (ビデオオンデマンド) 対応やスマートフォン・タブレット端末との連携、緊急避難情報受信などの地域の防災機能やホームセキュリティ機能等の付加価値サービスに対応した STB (セットトップボックス) の開発費に充当する予定であります。

② 無線を介した各種センサーと組み合わせたホームセキュリティ製品の研究開発資金に充当する予定であります。

③ 上記①及び②の生産部材、加工費等に充当する予定であります。

なお、本新株予約権の行使により調達した資金は、まず上記①及び②の開発資金に充当し、開発が完了した後、これら製品を量産するための部材調達等の運転資金に充当する予定であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、「4. 調達する資金の額 (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)」に記載のとおり 400,127,000 円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、実際に変更された場合は、

適宜開示いたします。また、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達ができなかった場合には、更なる経営合理化により資金を確保し、また、必要に応じて新たな資金調達の方法も検討する予定であります。

3. 本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、実際に支出するまで当社の銀行口座にて管理いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当する予定です。

今回調達した資金を当社の基幹業務の強化と関連事業の拡大に投資することによって、一層の事業拡大、収益向上及び事業基盤の強化を図ることが可能となると見込んでおり、当該資金使途は、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに対し、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼し、同社が本新株予約権の公正価値を算定した結果（本新株予約権の公正価値 1個あたり1円47銭）を踏まえ、本新株予約権の価値を当該算定における公正価値と同額の1個あたり1円47銭と決定しました。

当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指示権、割当予定先の権利行使行動、割当予定先が有するプット・オプション及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。評価の前提の主な事項は具体的には以下の通りです。①当社に付されたコール・オプションは発行要項上いつでも行使することが可能な権利であるものの、当該コール・オプションの行使タイミングは現時点では未定であるため、評価には織り込まない。②割当予定先の行動については、当社株式の流動性に鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をするものとし、本新株予約権を行使して得た当社株式の売却行動に関しては、当社株式の流動性に鑑み、行使して得た株式を日々売却していく。③割当予定先が有するプット・オプションについては、当社株式の株価が本新株予約権の当初行使価額の50%相当額を3営業日連続して下回った場合に行使される。④将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性がある。

当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについての株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーの助言を参考にしつつ、また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的

であると判断しました。また、行使価額は当初、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年7月8日）の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値156円の100%相当額である156円としました。

なお、本新株予約権1個あたりの払込金額につきましては、本日付取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見表明は、①第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、②当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、③当該評価額と払込金額が同額であること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、平成25年3月31日現在の総議決権数に対して24.7%（発行決議日現在の発行済株式数に対して24.4%）の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、CATV事業等の新規事業への投資を可能とし、結果として今後の業績と財政状態の改善に寄与し、既存株主の利益に資するものと考えております。

また、当社株式の過去2年間の1日当たりの平均出来高は67,987株であり、直近6ヶ月間（平成25年1月から平成25年6月まで）の同出来高においても68,596株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数2,700,000株を行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日あたりの数量は5,400株となり、上記1日当たりの出来高の8%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K. マツキャン (H.K. McCann) CEO N.W. ムーア (N.W. Moore)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	793,646 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	13,663 人 (マッコーリーグループ) (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
連結純資産	784,017百万円	804,074百万円	850,440百万円
連結総資産	12,082,361百万円	11,809,937百万円	13,366,966百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,616.30	1,603.14	1,695.58
連結営業利益	95,118百万円	76,583百万円	101,110百万円
連結当期純利益	71,705百万円	55,507百万円	66,227百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	147.82	110.67	132.04
1株当たり配当金(円)	112.69	218.22	247.24

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの中値で換算し記載しております。

※ なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は極めて厳しい状況にあります。

早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。

その中で、外資系金融機関を引受先としたエクイティファイナンスの実行をアレンジする株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーより割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの紹介を受けました。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者との面談を通じて当社の資金需要について説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

今回の資金調達に関しては、他の複数の会社からもご提案をいただいておりますが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を採用した理由は、従前の実績に対する評価の

みならず、同社から提示された条件（コミットメント条項付きであり、当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、また、同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米におけるネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等）を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社ひいては株主の皆様にとって有利であると判断したことによるものであります。

（注） 1. マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

2. 株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、当社とのアドバイザー契約締結にあたり、自己又は自己の役員等はこれまで直接的又は間接的に反社会的組織又はそれに類する組織に該当又は関与し、これを援助したことはないこと等を誓約しており、これらに反する事実が判明した場合、当社は当該契約を直ちに解除し、また、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは当社が被った損害を賠償することとしております。当社は、当該アドバイザー契約及び情報検索などによる独自調査を行った結果に基づき株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

（3）割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であり、有価証券届出書の効力発生後に締結される本件買取契約において、本新株予約権の譲渡が行われる場合には、譲受人は当該契約書に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

又、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える部分に係る転換又は行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限する旨をコミットメント条項付買取契約にて規定しております。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者

に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について合意する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について2010年度から2012年度のアニュアルレポート(2013年3月31日現在の現金および現金同等物はA\$9,500million)を確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものとして判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority)及びプルーデンス規制機構 (Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。加えて、日本法人においては日本証券業協会および関東財務局の会員・登録業者であることから、金融庁・日銀の考査を経た法人であると考えられます。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRA ホームページ、マッコーリー・バンク・リミテッドのアニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）	
藤岡 浩	14.44%
株式会社エス・エス・ディ	13.37%
藤岡 毅	7.25%
藤岡 有紀子	2.03%
田中 良和	1.86%
ピクセラ従業員持株会	1.52%
株式会社ピクセラ	1.08%
吉田 良治	0.91%
藤岡 紀子	0.91%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	0.77%

(注) 1. 募集前の持株比率は平成 24 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、本新株予約権の募集にかかる潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりませんが、仮に全部の本新株予約権を行使した場合の割当予定先の持株比率は 19.66%となります。

9. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 5 月 10 日（火）に公表いたしました平成 25 年 9 月期の通期業績見通しに変更はありません。今後、変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 割当議決権数（加算議決権数を含む）を当社の総株主の議決権数から加算議決権数を控除した数で除した割合が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
連結売上高	11,670	15,710	5,889
連結営業利益	349	493	△498
連結経常利益	318	495	△558
連結当期純利益	386	425	△588
1株当たり連結当期純利益(円)	35.44	39.00	△53.92
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	37.81	75.48	22.91

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年9月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,034,100株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期
始 値	251	228	149
高 値	282	231	170
安 値	244	185	143
終 値	253	207	146

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所1部市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	176	188	187	180	193	173
高 値	215	197	189	206	193	189
安 値	173	171	180	175	169	131
終 値	188	187	181	191	175	152

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所1部市場におけるものであります。

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年7月8日
始 値	156円
高 値	159円
安 値	155円
終 値	156円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所1部市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）発行

発行期日	平成22年9月16日
調達資金の額	442,624,000円
発行価額	新株予約権1個あたり289円（総額4,624,000円）
募集時における発行済株式数	11,034,100株
当該募集による潜在株式数	1,600,000株
割当先	日興コーディアル証券株式会社
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	① コンピューター周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における新規製品の開発のための研究開発資金 ② コンピューター周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における販売拡大に伴う仕入等の運転資金
発行時における支出予定時期	① 平成22年10月～平成23年3月 ② 平成22年10月～平成24年9月

行使状況 行使はされませんでした。

現時点における充当状況	ありませんでした。
-------------	-----------

(注) 調達資金の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使期間（平成22年10月5日から平成24年10月9日まで）内に全く行使されなかったため、当社は本新株予約権を全て買い取り、消却いたしました。

11. 発行要項

別紙のとおり。

株式会社ピクセラ第5回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ピクセラ第5回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成25年7月25日

3. 割当日

平成25年7月25日

4. 払込期日

平成25年7月25日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,700,000株（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,700,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 1 円 47 銭

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 156 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。さらに、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

本発行要項において、「**行使日**」とは、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に

係る通知を当社が受領した日をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。

(2)行使価額は93（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。93円を下回る場合、行使価額は93円（但し、第11項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当} \\ \text{りの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当} \\ \text{たりの時価} \end{array}} \\ \hline \begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、

無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式} \\ \text{数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後

の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額（下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 7 月 26 日から平成 27 年 7 月 25 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 14 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 1 円 47 銭の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 14 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 1 円 47 銭の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (3) 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して 78 円（但し、第 11 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、いずれかの 10

連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成25年7月24日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の50%を下回った場合、又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本新株予約権1個あたり1円47銭の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結されるコミットメント条項付買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション及び行使指図権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1円47銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成25年7月8日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

大阪市中央区備後町2丁目2番1号
株式会社りそな銀行 大阪営業部

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上